



OSSライセンス・レベルチェック

解答例付き

2020年6月5日

NEC OSS推進センター・姉崎 章博

以下の問いに解答してみてください。

ネット検索してGPLや著作権法の条文を参照しながらで構いません。ページ下部の枠内に解答を記入してください。暗記力を問うものではなく、事実を正しく認識することが重要です。

- Q1. Linuxのデバイスドライバについて
- Q2. GPL訴訟を起こす目的について
- Q3. 著作権と所有権の類似性について
- Q4. GNU GPLが基づくものについて
- Q5. ソフトウェアライセンスとの違いについて
- Q6. GPLの伝播・感染について
- Q7. Stallman氏がGPLを作成した理由について
- Q8. 4つの自由とGPLについて
- Q9. プログラムの著作者について
- Q10. 添付するライセンス文について

解答できない問題がありましたら、下記の有償講義 などを検討してみてください。

> 『OSSライセンスと著作権法 講義』 https://jpn.nec.com/oss/osslc/OSSedu.html



Q1. Linuxのデバイスドライバについて

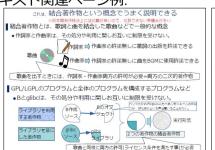
Linux組込製品を開発しています。ハード設計上、特殊な周辺チップが使われていました。Linuxカーネルでサポートされていないデバイスですが、チップメーカーのサイトにLinux用デバイスドライバが提供されています。このチップメーカー製デバイスドライバを組み込んで製品を生産頒布する場合、Linuxカーネルのソースコードと共にデバイスドライバのソースコードを開示しないと、Linuxカーネルの再頒布条件であるGPLの条件を満たせません。

チップメーカーにデバイスドライバのソースコードの提供を打診しましたが断られました。もし、仕方なくデバイスドライバのソースコードの開示無しに製品の生産出荷するとLinuxカーネルの著作権を侵害したGPL違反となります。

このとき、チップメーカーはGPL違反・著作権侵害を犯していない理由は何ですか?

Linux用デバイスドライバであっても、Linuxカーネルと共に頒布していなければ、Linuxカーネルの著作権を行使しておらず、その再頒布条件としてのGPL条件を満たす必要がありません。 従って、Linux組込製品を頒布・出荷するメーカーがハードウェア設計時点で、Linuxデバイスドライバーのソース開示できるデバイスチップを選択するように設計しなければなりません。上記のようにソフト開発部隊に開発フェーズが回ってきた時点では既に手遅れになるケースがあります。後の祭りです。

そうならないように、有償講義だけは早めに受講し、このような事態に陥らないようにしま しょう。







Q2. GPL訴訟を起こす目的について

米国でのGPL訴訟は、非開発メンバが一時的に著作権を委任されて行使して いましたが、ドイツではGPLviolation.orgというサイトでLinuxカーネルの一部 開発メンバが訴訟を起こしていました。そのサイトに訴訟の「究極の目的(The ultimate goal)」が記載されています。それは、どういう内容ですか?

以下のような内容が記載されています。

究極のゴールは、

GPLでライセンスされたソフトウェアに基づく製品を頒布する会社に、

「GPLはパブリック・ドメインではないこと」

「満たすべきライセンス条件が存在すること」を理解させることである。

世の中には、「企業のプログラムのソースを公開させる」とか、「企業内に閉じ込められて いるプログラムを自由にする」とか、個人的なイメージでGPLを紹介する人がいますが、そのよ うなOSS開発者(権利者)はお目に掛かったことはありません。

有償講義テキスト関連ページ例:





Q3. 著作権と所有権の類似性について

民法には、物権と債権という財産権の二大類別があります。著作権は債権で はなく物権に似た性格を持つため準物権とも呼ばれています。物権の代表的な 権利に所有権がありますが、所有権と著作権とを比較してみます。それぞれ、 他人の権利を侵害する行為の例は、所有権ではお店の「商品の持ち出し」、著 作権ではLinuxなど「GPLの著作物の頒布(複製)」です。その行使が許される条 件の選択肢の1つ目は、所有権の場合「現金を支払って、商品を持ち出すこ と」、著作権の場合「ソースコードを添付して、GPLの著作物を頒布(複製)する こと | です。権利行使が許される条件の選択肢の2つ目は、所有権の場合「ツケ やカードで支払いを約束して、商品を持ち出すこと」、著作権の場合「ソース コードを提供する旨の申し出を添付して、GPLの著作物を頒布(複製)すること」 です。それをせずに行使すると万引きやGPL違反になります。

所有権の侵害である窃盗は、刑法 第235条により10年以下の懲役または50万 円以下の罰金に処せられますが、著作権侵害であるOSSライセンス違反は、著 作権法119条により10年以下の懲役もしくは何円以下の罰金に処し、またはこ れを併科されますか?

また、法人の業務で作成したプログラムは、自動的に法人が著作者である法 人著作物になり、その法人著作物が違反した場合は、著作権法124条により何 円以下の罰金刑となりますか?

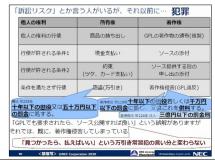
著作権侵害の罰金は何円以下か?:一千万円

著作権侵害の法人は、何円以下の罰金刑か?:三億円

となります。

なお、法人と従業員と共に罰せられる両罰規定です。このように、GPL違反を訴訟リスクとだ け捉えて、犯罪という認識が足りないと意外に重い罪に成りかねません。

そもそも、GPLを契約と捉え、「債権者からソース開示を要求されたら、債務として、粛々と 契約を履行しソースコードを公開すれば良い」と誤解して出荷すると、既にこのような著作権 侵害を犯してしまっていることを自覚せねばなりません。





Q4. GNU GPLが基づくものについて

2006年、Heather Meekerという米弁護士がLinuxInsider column "Only in America? Copyright Law Key to Global Free Software Model"で、著作権法 に基づかせては施行(強制,enforce)力が弱いから、米国だけが損しないかと いった旨の記事を出しました。

それに対して、GNU GPLを作成したRichard M. Stallman氏は、著作権法に 基づかせている正当な理由を二つ挙げて反論しています。

一つは、「著作権法は、他の可能な選択肢である契約法よりも国家間で等し くそろえられている」ことを挙げ、さらにもう一つ、「契約法を使用しない別 の理由しを挙げています。それはどういう内容ですか?

また、その内容は、著作権法における「著作権の制限」(米国でフェアユース に相当)の存在に通じます。二十条にも及ぶ「権利の制限」が著作権の特徴を示 しており、これに絡めて論じてください。

Stallman氏は、二つ目の理由を以下のように述べています。

'It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. What a pain in the neck!' http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html 参考素訳:コピーを提供する前に契約へのユーザーの正式な同意を得ることを、あらゆる頒布 者に要求すること。彼のサインを最初にすることなく誰かにCDを手渡すことは、禁じられてい る。うんざりする!

著作権法に大々的に「権利の制限」がある理由を、文化庁のWebサイトに以下のように書かれ ています。

いかなる場合であっても、著作物等を利用しようとするたびごとに,

著作権者等の許諾を受けなければならないとすると,

文化的所産である著作物等の公正で円滑な利用が妨げられ,

かえって文化の発展に寄与することを目的とする

著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため。

つまり、いちいち許諾を得ずに円滑な利用により文化の発展に寄与することを目的とする著 作権制度が、R.M.Stallman氏の自由ソフトウェアの意図に沿っているということです。

有償講義テキスト関連ページ例:



Q5. ソフトウェアライセンスとの違いについて

OSSライセンスを以下のようにソフトウェアライセンスの一種かのように不適切な説明をする人がいます。

「オープンソースは『ソースコードを誰でも自由に利用できる』とする ソフトウェアライセンスによって、その利用を許可しています」

しかし、MS社EULA*のようなソフトウェアライセンスとOSSライセンスは、性質が大きく異なるものです。少なくとも、以下の3つの違いがあります。

*: End User License Agreement

		TETIA OSCI EICENSE AGI CEN
	ソフトウェアライセンス (EULAなど)	OSSライセンス (GPLなど)
1.許諾内容	使用	利用
2.許諾形式	契約	ライセンス
3.許諾対象	製品	著作物

- Q3-1.「許諾内容」を「利用」ではなく「使用」と解すると、しなくてもよいの にソース開示することになります。例えば、どのような場合ですか?
- Q3-2.「許諾形式」を「ライセンス」ではなく「契約」と解し製品生産出荷後に ソース開示すると、他人の権利を侵害します。その権利は何ですか?
- Q3-3.「許諾対象」を「著作物」単位ではなく「製品」単位と解すると、Linux ベースの組込製品で、しなくてもよいのにアプリのソース開示することになります。どのようなアプリの場合ですか?
- A3-1.プログラム開発にGNU GCCやgdbの開発ツールを使う場合、社内社外にサービスを提供するシステムをLinuxやSambaを使って構築する場合などです。これらは、GNU GPLが意識される前からよく使われていた使い方は「使用」であり、その著作権を行使していないのですから、行使条件であるソース開示しなくても可能です。
- A3-2.OSS開発者の著作権です。一方、GPLを「契約」と考える人は、出荷(頒布)により「ソース開示義務が発生する」などと考えます。その場合、OSS開発者が指定した頒布条件であるソース開示をせずに生産出荷つまり著作権行使することは、OSS開発者の著作権を侵害していますから、契約と考えるとは危険です。
- A3-3.GPLのライブラリなどを含まないアプリの場合です。一つの組込製品内であっても、一般に、OSとアプリケーション(以下、アプリ)は別著作物です。そのため、アプリにGPLのプログラムを含まなければ、製品出荷によりアプリを頒布しても、GPLの著作物の著作権を行使したことにならないので、ソース開示する必要はありません。

有償講義 テキスト 関連ページ例:



Q6. GPLの伝播・感染について

「GPLの伝播」どころか「GPLの感染」という言葉を使う人がいます。しか し、事実としては「伝播」や「感染」という事象は起きていません。GPLのプ ログラムをライブラリなどに使って開発したプログラムは、そのソースコード を開示しなければ、頒布できないことをそう呼んでいるに過ぎません。従っ て、素人は本当にコンピュータウイルスかのように感染すると誤解する不適切 な表現です。

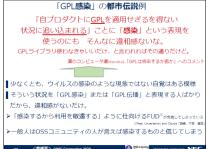
GPLのプログラムを利用した自社開発プログラムが、ソースコードを開示し なければ頒布できない理由をGPLv2の条文を引用して説明してください。

GPLのプログラムを利用したプログラムが、ソースコードの開示を求められるているのは、 GNU GPLv2では第2条および第3条によります。

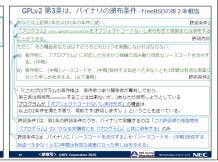
まず、第2条b)で「『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』 かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その全体をこのライセンス の条件に従って第三者へ無償で利用許諾しなければならない」とあり、その下段でも「あなた が同じ部分を『プログラム』を基にした著作物全体の一部として頒布するならば、全体として の頒布物は、このライセンスが課す条件に従わなければならない」とあります。

そして、「このライセンスが課す条件に従わなければならない」あなたのプログラムも第3 条で「あなたは上記第1条および2条の条件に従い、『プログラム』(あるいは第2条に おける 派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。ただし、 その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない」ということで、a)ソース 添付、またはb)申し出を添える、というソース開示を行う必要があります。

このように、開発プログラムがGPLのプログラムを含む場合は、GPLのプログラムの著作権 を行使するに当たって、開発プログラムもGPLの条件で頒布する必要があり、そのためにソー ス開示が必要になるということです。あなたの開発プログラム部分の著作権は、あなたのもの であり、GPLに変える権利はGPLプログラムにありませんが、その条件でなければGPLプログ ラムを頒布することは著作権侵害になるから条件を受け入れないと頒布できないわけです。









Q7. Stallman氏がGPLを作成した理由について

Richard M. Stallman氏がMITのAIラボにいたころ、使い勝手を改善してい たプリンタの制御プログラムがソース非開示になって改善できなくなったこと があったそうです。これがGNUプロジェクトを開始するきっかけになったと、 いくつかの文書に書かれています。

ここで、もう少し突き詰めて考えて見ると、プリンタ制御プログラムのソー スが開示されていれば良いならば、すでに存在したBSDライセンスで用は足り ると思われます。しかし、BSDライセンスでは困った事態が発生し得ます。

Stallman氏もGosmacs(James Gosling氏のEmacs)で困った事態を経験した ため、GNU Emacs General Public License, 後に、GNU General Public License(GPL)を生み出しました。

そのGPLで回避しようとしている困った事態とはどのようなものか説明して ください。

ソース公開されたプログラム(自由ソフトウェア、OSS)が、BSDライセンスであっても、 ソース修正・改善して再頒布することは可能です。

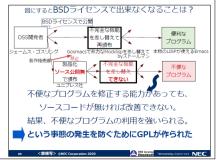
しかし、ソース修正・改善した者が再頒布する際、ソースを提供しなければ、それをさらに ソース修正・改善することができません。BSDライセンスでは、ソースを提供しなくとも、再 頒布が可能です。つまり、自由ソフトウェアでは無いものすることが可能です。そうすると、 ソースさえあれば改良できるようなことも、不可能になってしまいます。

この改良できなくなる事態を避けるため、再頒布する際の条件に、ソースの開示(ソースの提 供:ソースを添付するか、提供する旨の申し出を添える)を加えて生まれたのが、GPLです。

このように、GPLの条件は、プログラマー観点から見れば、自然なニーズから来ています。闇 雲にソース公開を求めるルールと捉えるのは間違いです。

有償講義テキスト関連ページ例:







Q8.4つの自由とGPLについて

現在、OSS(オープンソースソフトウェア)と呼ばれることが多いプログラムは、元々「自 由ソフトウェア(Free Software)」とだけ呼ばれていました。GNUは「あるプログ ラムが自由ソフトウェアであるとは、そのプログラムの利用者が、以下の四つ の必須の自由を有するときです」と定義しています。

- 0. どんな目的に対しても、プログラムを望むままに実行する自由 (第零の自由)。
- 1.プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自由 (第一の 自由)。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。
- 2. ほかの人を助けられるよう、コピーを再配布する自由 (第二の自由)。
- 3. 改変した版を他に配布する自由 (第三の自由)。これにより、変更がコミュニティ全体 にとって利益となる機会を提供できます。ソースコードへのアクセスは、この前提 条件となります。

https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html

この4つの自由に関して、『これら「4つの自由」はGPLとして成文化されて います』という解説があります。

https://japan.wordcamp.org/for-organizers/gpl-primer/

では、GPL以外のBSDライセンスなどのプログラムには、4つの自由は無いの でしょうか?

もちろん、あります。

「4つ自由」は、GPLのプログラムだけの特徴ではありません。

4つの自由を持つ「自由ソフトウェア」は、ほぼOSSと同じプログラムを差します。つま り、GPLのOSS以外にLGPLのOSS、MIT(X)ライセンスやApacheライセンスを含む各種BSDラ イセンスのOSSも自由ソフトウェアです。

有償講義テキスト関連ページ例:

のプログラムの利用者が、以下の4つの必須の自由を有するときです 0.いかなる目的に対しても、プログラムを実行する自由(第零の自由)。 1.プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自 2.身近な人を助けられるよう、コピーを**再頒布**する自由(第二の自由)。 3.改変した版を他に頒布する自由 (第三の自由)。これにより、変更がコミュニ ティ全体にとって利益となる機会を提供できます。ソースコードへのアク セスは、この前提条件となります。 /フトウェアとは、GPLを使っているとい



© NEC Corporation 2020

10

Q9. プログラムの著作者について

下記のような経緯で業務上開発されたプログラムの著作者は誰ですか?

- a) A社従業員Bが業務で開発したプログラム また、その根拠となるのは著作権法第何条のどのような記述ですか?
- b) A社発注でB社従業員Cが業務で開発したプログラム また、発注の際に、一般に、どのような契約が必要とされていますか?
- c) A社従業員Bのアイディアを元にC社従業員Dが業務で開発したプログラム その根拠として、Bが出したアイディアはどのような扱いになるか著作権法第 何条に何と書かれていか示してください。
- a) 著作者は、A社です。その根拠は、著作権法 第十五条に以下のように書かれています。
- 「2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著 作物の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その 法人等とする。」
- b)著作者は、B社です。その発注の際、納品されたプログラムをA社が改修できるように、以下 のような契約をします。

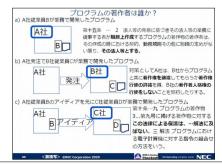
B社からプログラムと共に著作権を譲渡してもらうか著作権行使の許諾を得、 B社の著作者人格権の行使をしないこと。

c)著作者は、C社です。著作権法上、下記のように、Bのアイディアであっても、その「解法」 は著作権法で保護されないため、アイディアを出したBおよびA社に著作権は生まれない。

第十条…九 プログラムの著作物

3…第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、…解法に及ばない。 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

有償講義テキスト関連ページ例:





Q10. 添付するライセンス文について

「Tomcatは、Apache License 2.0」「FreeBSDは、FreeBSD Copyright」と思い込んで、実行形式のプログラムに添付するライセンス文には、それぞれ、https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0.txt …①

https://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license.html …2

の複製を付ける人が少なくないですが、実は不適切です。(URLのみなど論外)

Apache License Version 2.0, January 2004 http://www.apache.org/licenses/ 1

TERMS AND CONDITIONS FOR USE, REPRODUCTION, AND DISTRIBUTION

1. Definitions.

"License" shall mean the terms and conditions for use, reproduction, and distribution as defined by Sections 1 through 9 of this document.

"Licensor" shall mean the copyright owner or entity authorized by the copyright owner that is granting the License. Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.

2

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

- 1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

それぞれ、ソースコードのtarボールを展開して出てくる下記ファイルの複製を付けるのが適切です。

(apache-tomcat-9.0.11-src)\(\frac{1}{2}\) LICENSE (FreeBSD11_1_src)\(\frac{1}{2}\) usr\(\frac{1}{2}\) Src\(\frac{1}{2}\) COPYRIGHT

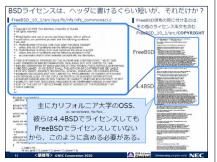
①②の内容では、不都合な理由を挙げてください。

①②のライセンスは、各プロジェクトが創作(開発)した著作物(プログラム)のライセンスです。TomcatやFreeBSDの実行形式には、各プロジェクトで開発したプログラム以外のプログラムを含みます。そのため、ソースコードに含まれる上記LICENSEファイル、COPYRIGHTファイルには、①または②のライセンス以外に、他のプロジェクトで開発されたプログラムのライセンスが数種類記述されています。

他のプロジェクトで開発されたプログラムのOSSライセンスも、著作権表示の他、ライセンス文(免責条項を含む)を添付することにより、再頒布等が許諾されます。

従って、①または②のライセンス文しか添付しないで再頒布してしまうと、他のプロジェクトで開発されたプログラムに関して、著作権侵害つまり著作権法違反となり不都合です。放置されているケースを多く見かけますが、違反を指摘されれば勝てる見込みは無いことは認識しておかねばなりません。







全問正解でしたら、お知らせください

全問正解の方がいらっしゃいましたら、 お知らせいただけると幸いです。 記入済み解答をお送りいただければ、確認の上、 Webに掲載さえていただきたいと思います。 掲載の際の表示名と感想などありましたら、 ご記入の上、姉崎までお送りください。 a-anezaki@nec.com

表示名:	
感想:	

Orchestrating a brighter world

NEC

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの。 それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせ持つ 類のないインテグレーターとしてリーダーシップを発揮し、 卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、 世界の国々や地域の人々と協奏しながら、

明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。